

熊本県林木次代検定林調査事業委託要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、県が行う林木次代検定林調査事業（以下「事業」という。）の一部を委託することについて、必要な事項を定める。

(委託事項)

第 2 条 委託は、次代検定林の成長量調査及び材質調査のうち、次の各号に掲げる作業について行うものとする。

- (1) 成長量調査対象木識別のためのペンキ塗布
- (2) 成長量調査を行う県職員の補助作業（胸高直径測定および樹高測定）
- (3) 材質調査に用いる試料木の伐倒、枝払、丸太の採取
- (4) 材質調査に用いる試料木丸太の現地から県が指定する試験施設までの運搬
- (5) その他、調査を行う県職員の補助及び調査の事前準備

(見積書の徴収等)

第 3 条 地域振興局長（以下「局長」という。）は、前条の作業量を勘案して、委託することに適した業者（以下「業者」という。）を複数選定するものとする。

2 局長は、前条の業者に対して事業計画書（別記第 1 号様式）を提示するとともに、必要に応じて現場説明を行うものとする。

3 局長は、業者に見積書（別記第 2 号様式）を提出させるものとする。

(契約の締結)

第 4 条 局長は、提出された見積書のうち、その内容が事業計画の範囲内で適当と認められた業者と委託契約を締結するものとする。

2 委託契約は、林木次代検定林調査事業委託契約書（別記第 3 号様式）により締結しなければならない。

(事業の指導監督)

第 5 条 局長は、受託者が委託契約書に基づき適正に事業を実行するよう指導監督を行うものとする。

(契約締結の報告)

第 6 条 局長は、委託契約の手続きが完了したときは、委託契約締結報告書（別記第 4 号様式）を直ちに知事に提出するものとする。

(事業着手届)

第 7 条 受託者は、事業着手後 7 日以内に、事業着手届（別記第 5 号様式）を局長に提出しなければならない。

（事業完了届）

第 8 条 受託者は、事業を完了したときは、直ちに林木次代検定事業完了届（別記第 6 号様式）を局長に提出しなければならない。

（検査方法）

第 9 条 局長は、前条の林木次代検定事業完了届の提出があった場合には、契約書及び仕様書等に基づき適正な検査を行うものとする。

2 検査は、局長が任命した職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

3 検査員は、検査を終了したときは、直ちに局長に復命するものとする。

（検査の特例）

第 10 条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる調査にあつては、同号に定める確認によって、検査に代えることができる。

（1）成長量調査 県が別に定める調査野帳及び作業実施状況の写真による確認

（2）材質調査 丸太検収報告書（別記第 7 号様式）及び作業実施状況の写真による確認

（委託料の支払）

第 11 条 局長は、前 2 条の規定による検査に合格したものについて、受託者から委託料の請求があった場合は、請求の日から 30 日以内に支払うものとする。

附 則

この要領は、平成 10 年度 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 7 月 3 日から施行し、平成 12 年度事業から適用する。

別記第 2 号様式

見 積 書

金 円

ただし、下記により熊本県会計規則、熊本県林木次代検定林調査事業委託要領、林木次代検定調査事業委託契約書、事業計画書、現地を承知のうえ見積ります。

年 月 日

住 所
商号または名称
代 表 者 氏 名

印

熊本県知事

様

熊本県林木次代検定林調査事業委託契約書

事業種	事業箇所	事業量	事業期間	委託金額	委託金額に係る消費税及び地方消費税額
				円	円

上記の事業について熊本県（以下甲という。）と受託者（以下乙という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（実施の方法）

第1条 乙は、頭書の委託金額をもって、頭書の委託の事業期間内に事業を完成しなければならない。

（契約保証金）

第2条 この契約の契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡及び再委託の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（事業着手届の提出）

第4条 乙は、事業着手後7日以内に事業着手届を甲に提出しなければならない。

（委託内容の変更等）

第5条 甲は、必要があると認めるときは事前に通知して事業内容を変更し、若しくは事業を一時中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は事業期間の変更があるときは、甲、乙協議して書面でこれを定める。

（完了届の提出、検査方法等）

第6条 乙は、事業を完了したときは、直ちに完了届を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から完了届の提出を受けたときは、すみやかに乙の立会いをもとめて検査するものとする。なお、本事業の性格上、別に定める調査担当者の調査完了復命書または調査野帳、写真、材質調査にあたっては丸太検収報告書をもって検査に変えることができる。

（委託料の支払い）

第7条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときには、その日から30日以内に支払わなければならない。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なくして頭書の事業期間を過ぎても事業に着手しないとき。
- (2) 第3条の規定に違反したとき。
- (3) 乙の責めに記すべき理由により、委託期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。
- (4) 前3項のほか乙が契約に違反することによって事業を完了することができないとき。

（損害賠償）

第9条 乙は、事業の実施について甲及び第三者に損害を及ぼしたときは、その責を負とともに、その損害を賠償しなければならない。

(疑義等の協議)

第10条 この条項に定められていない事項については必要に応じ甲、乙協議のうえ 定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名捺印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

甲	熊本県 代表者	熊本県知事	印
乙	住 所 商号又は名称 代表者氏名		印

別記第4号様式

年度 林木次代検定林調査事業委託契約締結報告書

地域振興局

契約 年月日	事業種	(検定林番号) 事業箇所	事業量	事業費契約				受託者	
				設計額	委託額	差額	期間	住所	氏名

注1 一契約ごとに箇所別、事業種別に記載する。

年度前払金請求書

年 月 日

熊本県知事

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

年 月 日付けで受託した林木次代検定林調査事業の実施上必要があるので、下記により前金払
されたく林木次代検定林調査事業委託契約書第7条の規程により請求します。

1 請負金額 金
ただし、

円

記

2 委託事業内訳

事業種	事業箇所	事業 量	事業期間	委託金額
				円

林木次代検定林調査事業着手届

年 月 日

熊本県知事

様

受託者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり着手しましたので報告します。

記

契 約 年 月 日	事 業 種	(検 定 林 番 号) 事 業 箇 所	事 業 量	委 託 金 額	着 手 日 年 月 日	完 了 予 定 年 月 日
				円		

注 事業が完了したときは、すみやかに完了届を提出し、所定の完了検査を受けること。

林木次代検定林調査事業完了届

年 月 日

熊本県知事

様

受託者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり完了しましたので完了検査をお願いします。

記

契 約 年月日	事 業 種	(検定林番号) 事 業 箇 所	事業量	委託金額	着 手 日 年 月 日	完 了 日 年 月 日
				円		

別記第7条様式

林木次代検定事業丸太検収報告書

熊本県知事

様

調査担当者

職

氏名

印

年度林木次代検定事業委託のうち、下記のとおり材質調査用丸太を検収しましたので報告します。

記

契約 年月日	事業種	(検定林番号) 事業箇所	丸太 数量 (本)	委託金額	着手日 年月日	完了日 年月日	備考
	材質調査			円			